

令和2年度 第9回 政策調整会議 会議録③

◆開催日時:令和2年 10 月 13 日(火) 14:00~14:15

◆開催場所:第1委員会室

◆出席委員:堤副市長、大下教育長、残総合政策部長、寒川総務部長、坂井財務部長、吉田建設部長

◆審議事項

・大門公園の整備に関する方針について……………水とみどり課⇒承認

◆審議概要

『大門公園の整備に関する方針について』

〈説 明 者〉原水とみどり課長、渡邊整備担当参事、門前主任

◎付議依頼書に基づき説明

◎説明後、質疑応答

〈堤 副 市 長〉大門公園は立地が良いため、様々なアイデアを出してもらい、活用できるようスピード感をもって取り組むように。

〈教 育 長〉都市計画公園は設置できる施設に制約があるが、収益施設の範囲に関して規定はあるか。

〈渡 邊 参 事〉設置できる施設については、都市公園法に規定されており、売店や飲食店、宿泊施設等が収益施設として規定されている。今回、国の法改正により、都市公園の利用をより高められるような制度となっている。需要も含めて幅広く公募したいと考えている。

〈教 育 長〉今回の特例措置で改めてその範囲が拡大されたということか。

〈渡 邊 参 事〉解釈を明確にし、より運用しやすく制度設計がされている。一方、占用物件の特例として、社会福祉施設も許可の対象となっているため、様々な業界に意見聴取を行う予定である。

〈財 務 部 長〉Park-PFI は、行財政再建プランにおいても活用を検討することとしているため、今回の都市公園におけるサウンディングの機会を利用し、浜工業公園や中央公園等についても今後の参考として聞いてもらいたい。また、「みどりの基本計画」において、小規模公園は統廃合する旨の記載があるため、近隣の公園施設の再編も合わせて考えるように。

〈水とみどり課長〉土地の整理は難しいが、児童遊具等については、設置時期が非常に古く、耐用年数の問題があるため、第一段階として、施設の集約を考えている。

〈総 務 部 長〉都市計画公園は、設置基準が決まっていると思うが、街区公園は廃止できるのか。

〈渡 邊 参 事〉都市計画公園については、法手続きが必要であり、直ちに廃止は難しいが、着手していない都市計画公園の見直しや市内の公園には遊具が約千か所あり、老朽化に伴う更新ができないので、できるだけ統廃合により集約し、新しい遊具を子どもたちに提供していく仕組みができないか検討しているところである。

〈水とみどり課長〉地域特性を考えながら集約できないか考えている。例えば、100 戸以上の住宅開発等で

公園を設置しているところが市内に数多くある。当時入居した方は子どもたちが成長していく中で利用されてきたが、経年により、利用率が減る状況にある。一方、建替え等で新たな家族が入居し、老朽化した遊具について、その需要が新たに生じる場合に応じて更新している場合もあるため、その条件整理が必要である。地域特性や住宅開発の経過等も踏まえて考えていく。

〈総合政策部長〉本案件について、原案のとおり政策決定会議に諮ることとしてよいか。

【異議なし】

⇒本件、原案どおり政策決定会議に付議する。

令和2年9月 25 日

政策調整会議付議依頼書

依頼者名 建設部長

下記事項について、効果的かつ効率的な市政運営実施のための会議の設置に関する規程第 14 条の規定に基づき、下記のとおり付議を依頼します。

記

付議事項名	大門公園の整備に関する方針について
付議の目的 (ポイントを絞り込んで、簡潔に記載すること。)	都市計画公園「大門公園」は、平成6年度より都市開発資金を活用して公園用地の買収に着手し、災害時における一時避難場所として機能を有する防災公園整備を予定している。今般、都市公園法の改正により制度化された民間事業者による収益施設の設置、管理に関する公募設置管理制度(Park-PFI)の活用を目指し、インフラ整備と合わせた整備方針について付議するものである。
説明者	建設部 吉田部長
	水とみどり課 原課長、渡邊整備担当参事、門前主任
付議事項の概要	別紙のとおり

別紙

付議会議	令和2年度 第9回会議
付議事項	大門公園の整備に関する方針について

★取組の目的

対象	都市公園利用促進と防災対策
どのような状態を目指す	未利用地となっている大門公園について民間活力による賑わいの創出と災害時における被災者等の受け入れ拠点として利活用を図る

★総合計画上の位置付け

107010101	基本目標	I－7 豊かな自然を未来につなぐ
↑ここにコードを入力 (コードは「総計体系」を参照)	達成された姿	(2)心安らぐ場所が身近にある
	目指す成果	①公園を快適に利用している
	行政の役割	ア 利用者の視点に立ち、市民に親しまれる親水空間や公園づくりを推進する

★現状と課題

都市公園においては、社会の成熟化と市民の価値観の多様化を踏まえ、民間との連携による公園の魅力を向上させつつ、柔軟な発想により公園のポテンシャルを高めるよう都市公園法が平成29年度に改正された。
また、平成30年3月に見直しを行った「岸和田市みどりの基本計画」の基本方針である「みどりの創出に係る施策」において、都市計画公園の整備方針により用地買収している大門公園は効果発現に向けた整備を図ること。また、公共還元型の収益施設等による都市公園の活性化を図ることを規定しているところ。
こうした現状を受け、用地を確保しているものの整備手法を確立できず長期間にわたり未着手となっている大門公園において、民間事業者との連携を図り、早期に整備を目指す必要がある。

(単位:千円)

実施中の取組及び予定する事項		決算(見込額)		予算額	見込額				
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
大門公園の整備に係るサウンディング調査				0					
「大門公園の整備に係る基本構想」策定				0					
Park-PFI導入可能性調査及び概略設計					16,000				
上下水道等実施設計						25,000			
公園整備等							165,000	5,000	5,000
財源内訳	国費				8,000	12,500	65,500	2,500	2,500
	府費								
	起債								
	一般財源				8,000	12,500	99,500	2,500	2,500
	その他								
事業費		計			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
		216,000			16,000	25,000	165,000	5,000	5,000

91,000

125,000

★当該事項に関連する人員増の必要性※

人員増の必要性		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
有	無	未定	未定	未定	未定	未定

★取組の効果を表す指標

						目標値				
	指標名	単位	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
①	心安らぐ公園や親水空間などが身近にあると感じている市民の割合	%	37.2	36.7	39.1		38.5			
②										

※事業費及び人員を確約するものではない。